

## 広島県告示第四百六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年五月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地	土砂災害特別警戒区域
			土砂災害警戒区域
五 A 阿品二丁目 （六八四） 崩壊 急傾斜地の	の自然現象類の発生原因となる土砂災害	広島県廿日市市阿品一丁目地内	
次の図のとおり	表 区域 示 の		
五 A 阿品二丁目 （六八四） 崩壊 急傾斜地の	区域の名称		
次の図のとおり	の自然現象類の発生原因となる土砂災害		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。